

神戸市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、認定こども園及び幼稚園（以下「認定こども園等」という。）が在園児（神戸市民に限る。）に対し、「一時預かり事業の実施について」（平成27年27文科初第238号・雇児発0717第11号）の別紙「一時預かり事業実施要綱」の4（2）幼稚園型に規定する事業を実施するにあたり必要な事項を定める。

（実施場所）

第2条 事業の実施場所は認定こども園等とする。

（対象児童）

第3条 事業の対象児童は、主として、利用日現在、認定こども園等に在籍する満3歳以上の幼児（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる子ども）で教育時間の前後又は長期休業日等に認定こども園等において一時的に保護を受ける者とする。

2 前項の規定に関わらず、認定こども園等において利用を認めるときは、認定こども園等に在籍していない乳幼児を当該事業の対象児童に含めることができる。

（設備基準及び教育・保育の内容）

第4条 本事業を実施する認定こども園等は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第2号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守するものとする。

（職員の配置）

第5条 本事業にかかる職員配置基準は以下のとおりとする。

- （1）規則第36条の35第2号ロ、ハに基づき、人数に応じて当該幼児の処遇を行うもの（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者（以下「資格者を有する者」という。）を1/2以上とすること。
- （2）教育・保育従事者の数は2人を下ることはできない。ただし、認定こども園等と一体的に事業を実施し、当該認定こども園等の職員（教育・保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、資格を有する者1人で処遇ができる乳幼児の範囲内において、教育・保育従事者を、資格を有する者1人とすることができる。
- （3）前2号の資格を有する者は、専任の職員でなければならない。ただし、以下の場合は認定こども園等の常勤・非常勤の資格を有する者を充てることができる。

① 学級担任等の常勤教員

ア 職員が通常勤務する日（長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。）

教育時間内外を含めた 8 時間の勤務時間を超える時間

イ 休日

② 非常勤講師等

ア 職員が通常勤務する日（長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。）

教育時間（4 時間程度）を超えた時間

イ 休日

（資格を有する者以外の教育・保育従事者）

第 6 条 資格を有する者以外の教育・保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

（1）「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5（3）アに定める基本研修及び 5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

（2）子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成 21 年雇児発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和 2 年 3 月 31 日までの間に終了したものとする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

（実施時間）

第 7 条 本事業の対象は以下のとおりとする。

（1）平日の教育時間前後及び長期休業日

1 日最低 4 時間実施された一時預かりとする。ただし、平日の教育時間前後については、1 日の預かり時間が 4 時間に満たない場合であっても、教育時間を合わせて 8 時間以上となる場合は本事業の対象とする。

（2）休日（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）

1 日最低 8 時間実施された一時預かりとする。

（3）在園児以外の児童

1 日 8 時間以内の一時預かりとする。

（利用料）

第 8 条 認定こども園等は、利用料の額を定めて利用者より徴収することができる。

（補助）

第 9 条 事業の円滑な実施のため、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助を行うものとする。

(細則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日より適用する。